

## 居宅療養管理指導について

通院、来局が困難な患者さんのご自宅に薬剤師がお薬をお届けする訪問サービスがございます。医師の指示のもと、薬剤師が処方されたお薬をご自宅へお届けし、服薬指導や服薬状況の確認、患者さんやご家族のサポートを行うもので、「居宅療養管理指導」といいます。薬剤師が薬学的な視点から治療のお手伝いをします。

このサービスは、要介護・要支援認定を受けた方であれば、介護保険を使用する事ができます。介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

### ■居宅療養管理指導サービス提供料として

#### ① 居宅療養管理指導費(1割負担の場合)

単一建物居住者が1人	518円/回
単一建物居住者が2~9人	379円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、週2回、かつ、月8回を限度とします。

#### ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき1割負担の方は100円が①に加えられます。

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。

算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

ご本人やご家族で「通院や来局するのが難しい」「お薬の服用や管理に不安がある」などのお悩みがございましたら、医師や薬剤師、ケアマネージャーにご相談ください。

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談がございましたら、店舗までご連絡ください。